

平成22年度一宮市住宅用太陽光発電システム設置補助事業のご案内

一宮市では、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、市民が自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に対し、その費用の一部を補助する事業を行っています。

1 受付方法及び受付場所

申請書に必要書類を添付し、**環境保全課（環境センター北館）**に提出してください。（郵送での受付は行いません。）**設置工事着手前に**交付申請をし、交付決定されないと補助金は交付されません。

※申請額が予算額を超えた場合、受付を終了します。

※平成23年3月10日（木）までに工事が完了しない場合は、補助は受けられませんのでご注意ください。

2 補助対象となる方

自ら居住する又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に住宅用太陽光発電システムを新たに設置しようとする方。

ただし、1世帯につき1回限りの申請とします。

3 補助対象となる太陽光発電システム

(1) 補助対象となるシステム及び経費の範囲

太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、系統連系保護装置（インバーター及び保護装置）、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入・据付、工事に関する費用

(2) 次の要件を満たすことが必要です。

- ① 電力会社と電力供給契約を締結していること。
- ② 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示とし、少数点以下2桁未満を四捨五入。）が10キロワット未満であること。
- ③ 未使用品であること。
- ④ 太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自動運転（自動起動・自動停止）を行う機能を有するものであること。
- ⑤ 太陽電池モジュールは、財団法人電気安全環境研究所の認証品であるもの又はそれに準ずる製品であることを製造事業者が証明したものであること。（証明について書式が必要な場合は、ホームページからダウンロードするか環境保全課にお申し出ください。）
- ⑥ 系統連系保護装置は、財団法人電気安全環境研究所の認証品か、電力会社が認めたものであるもの。

4 補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 (kW) × 2万円 (上限4kW)

(合計値 (kW) は少数点以下2桁未満を四捨五入し、補助額に千円未満端数がある時は切り捨てとなります。)

5 交付の申請

太陽光発電システムの設置工事前に以下の書類を添付し、環境保全課まで提出してください。(郵送での受付は行いません。)

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書 (様式第1)
- (2) 住宅用太陽光発電システム設置計画書 (様式第2)
- (3) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は補助対象システム設置工事に係る見積書の写し
- (4) 補助対象システムを設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (5) 補助対象システム設置予定場所の工事着手前の現況写真
- (6) 自己の所有しない住宅に補助対象システムを設置する場合には、当該住宅の所有者の承諾書 (書式が必要な場合は、ホームページからダウンロードするか環境保全課にお申し出ください。)
- (7) その他審査に必要な書類 (必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

注意 新築物件の場合、建築物自体の工事については補助金交付申請前に着工することは可能ですが、太陽光発電システムに係る設置工事 (架台等の取り付けや建材一体型モジュールの設置等) については、必ず着工前に補助金交付申請していただき、補助金交付決定を受けてから工事を開始してください。

6 交付の決定

(1) 交付決定

環境保全課は、補助金交付申請書を受理したとき、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行います。適当と認めたときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書 (様式第3)、住宅用太陽光発電システム設置工事着工届 (様式第4)、住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書 (様式第7)、住宅用太陽光発電システム概要書 (様式第8)、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書 (様式第10) を送付します。

(2) 工事着工届の提出

交付決定の通知を受けた日から**60日以内**に、住宅用太陽光発電システム設置工事着工届 (様式第4) を環境保全課まで提出してください。

※ 期限内に届出がない場合は、申請を取下げたものとみなしますので、ご注意ください。

7 計画変更

交付決定後、申請内容の変更又はシステムの設置を中止する場合は、住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認申請書（様式第5）を環境保全課まで提出してください。

8 設置完了

太陽光発電システムの設置を完了したときは、完了日から30日以内又は平成23年3月10日（木）のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書（様式第7）に以下の書類を添付し、環境保全課まで提出してください。（郵送での受付は行いません。）

- (1) 住宅用太陽光発電システム概要書（様式第8）
- (2) 補助対象システムの設置費に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 電力会社との電力受給契約の締結に関する通知の写し
- (4) 補助対象システムの保証書の写し（日付及び販売会社名が記載されているもの）
- (5) 補助対象システムの設置場所と設置状態が確認できる写真
- (6) 住民票の写し（新築の場合は新住所地のもの）
- (7) その他審査に必要な書類（必要に応じて提出をお願いすることがあります。）

※ 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第10）を上記書類と併せて提出することも可。

※ 平成23年3月10日（木）までに工事が完了しない場合は、補助は受けられませんのでご注意ください。

※ 設置完了日とは、次の日のうち、いずれか遅い日です。

- ・電力会社との系統連系・受給開始日
- ・発電システム設置工事に係る支払が完了した日

9 補助金の請求

住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書（様式第7）の内容を審査し、交付額を確定した時は、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書（様式第9）を送付します。

確定通知書を受けた時は、請求書（既に実績報告書と併せて提出した方は不要）を環境保全課へ提出してください。市は、請求書を受けた後、補助金を交付します。

10 その他

システムの法定耐用年数（17年間）の期限内において、システムを処分しようとするときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金処分承認申請書（様式第11）を環境保全課へ提出してください。補助金の全部又は一部を市へ返還していただくことがあります。

また、補助金を受けられた方は、売電量及び買電量のデータの提供等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

なお、この補助事業は愛知県から一部補助を受けて実施しています。

